

# 住宅の熱損失防止改修(省エネ改修)に伴う固定資産税の減額申告書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

住所  
申告者 氏名  
電話  
印

次の家屋について、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に基づく固定資産税の減額に係る申告をします。

納税義務者 (所有者)	住所				氏名 (名称)		
家屋の所在	家屋番号	家屋の種類	構造	床面積	建築年月日	登記年月日	
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
改修完了年月日	年 月 日						
改修に要した費用	円						
改修工事の内容 <small>(該当する□にチェックしてください。)</small>	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事(必須)		<input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事				
	<input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事		<input type="checkbox"/> 外壁の断熱改修工事				
備考 <small>(改修完了後、3か月以内に当該申告書を提出することができなかった場合は、その理由を記載してください。)</small>							

(添付書類)

- (1) 増改築等工事証明書(建築士事務所に属する建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書)
- (2) 建築士免許証の写し(建築士事務所に所属する建築士が証明する場合のみ)
- (3) 工事完了日が確認できるもの(工程表又は施工業者の証明等)
- (4) 国などによる補助金等の内容が確認できる書類【該当する場合】
- (5) 長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類【該当する場合】  
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省第3号)第二号様式、第四号様式又は第七号様式)
- (6) 省エネ改修に要した費用を証する書類(領収書、見積書等)
- (7) 省エネ改修と直接関係のない改修箇所がある場合は、その内容が確認できる書類
- (8) 併用住宅の場合は、居住部分とそれ以外の部分の床面積が確認できる建物図面

住宅の熱損失防止改修(省エネ改修)に伴う固定資産税の減額申告書

記載例

令和 2 年 3 月 31 日

(宛先)

大津市長

住所 大津市御陵町3番1号  
 申告者 氏名 大津 太郎  
 電話 077-528-2725

印

次の家屋について、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に基づく固定資産税の減額に係る申告をします。

納税義務者 (所有者)	住所 大津市御陵町3番1号	氏名 (名称) 大津 太郎				
家屋の所在	家屋番号	家屋の種類	構造	床面積	建築年月日	登記年月日
大津市御陵町72-11	72-11	専用住宅	木造 瓦葺 2階建	120.00 m <sup>2</sup>	昭和56年 4月1日	昭和56年 4月10日
以下余白				m <sup>2</sup>	平成20年1月1日以前に 完成した住宅が対象	
					50万円以上であること。 ※ただし、省エネ改修に直接関係のない 費用、補助金は含みません。	
				m <sup>2</sup>		
改修完了年月日	令和 2 年 3 月 17 日					
改修に要した費用	1, 500, 000 円					
改修工事の内容 (該当する□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事(必須) <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 外壁の断熱改修工事					
備考 (改修完了後、3か月以内に当 該申告書を提出することができ なかつた場合は、その理由を記 載してください。)						

(添付書類)

- 増改築等工事証明書(建築士事務所に属する建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書)
- 建築士免許証の写し(建築士事務所に所属する建築士が証明する場合のみ)
- 工事完了日が確認できるもの(工程表又は施工業者の証明等)
- 国などによる補助金等の内容が確認できる書類【該当する場合】
- 長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類【該当する場合】  
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省第3号)第二号様式、第四号様式又は第七号様式)
- 省エネ改修に要した費用を証する書類(領収書、見積書等)
- 省エネ改修と直接関係のない改修箇所がある場合は、その内容が確認できる書類
- 併用住宅の場合は、居住部分とそれ以外の部分の床面積が確認できる建物図面